令和4年仙審第31号

裁 決モーターボートA転覆事件

受 審 人 a職 名 A船長操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理由

(海難の事実)

- 事件発生の年月日時刻及び場所 令和4年10月9日05時40分 宮城県石巻市小滝東方沖合
- 2 船舶の要目
  船 種 船 名 モーターボートA
  総 ト ン 数 0.9トン
  登 録 長 6.30メートル
  機関の種類 電気点火機関

出 カ 44キロワット

## 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵スタンドと椅子を設け、GPSプロッターを装備し、船尾中央に船外機を備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、それぞれ救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年10月9日05時05分宮城県志津川漁港を発し、追波湾の釣り場に向かった。

ところで、志津川漁港から追波湾に至る途上の小滝東方沖合は、距岸1,000メートル付近になるとおおむね20メートル以上の水深となり、海岸に接近するにつれ暗岩や干出岩が散在する浅所域(以下「小滝浅所域」という。)が広がり、沖合から波浪が寄せると磯波が発生しやすい海域であった。

また、a 受審人は、平素、船舶所有者の操船で志津川漁港から小滝 浅所域を経由して追波湾に向かっていたことから、同浅所域で磯波が 発生しやすいことを承知しており、発航前にスマートフォンを利用し て波浪注意報が発表されていること、波高が1メートルないし3メートルで10時頃から風が強くなるなどの気象情報を入手していた。そ して、GPSプロッターには小滝浅所を経由して追波湾に向かう航跡 が記録されていた。

a受審人は、宮城県南三陸町に波浪注意報が、三陸沖西部に海上強風警報がそれぞれ発表されている状況下、椅子に腰を掛け、GPSプロッターに追波湾までの航跡を表示させて操船に当たり、北東方沖合から波浪が寄せる中、志津川湾を東行し、05時36分僅か過ぎ寺浜灯台から045度(真方位、以下同じ。)650メートルの地点で、針路を同航跡に沿う186度に定め、14.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、海岸沿いに波浪が打ち上げられ、 磯波が発生しやすい状況であることを認めたが、波浪が寄せる中、小 滝浅所域を航行した経験があったことから、今回も無難に航行できる ものと思い、直ちに帰航することなく続航した。

こうして、a受審人は、05時40分僅か前船首方に磯波を認めるようになったことから、減速を始めて帰航するかどうか思案しながら進行していたところ、左舷船尾に高起した磯波を受け、05時40分寺浜灯台から167度1,220メートルの地点において、Aは、原針路及び10.0ノットの速力となったとき、右舷側に大傾斜して瞬時に転覆した。

当時、天候は曇りで風力1の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好で、南三陸町に波浪注意報が、三陸沖西部に海上風警報がそれぞれ発表され、付近海域には東北東方から波高約2メートルの波浪があった。

転覆の結果、船体は行方不明となり、a 受審人及び同乗者は来援した救助船によって救助された。

## (原因及び受審人の行為)

本件転覆は、寺浜灯台東方沖合において、南三陸町に波浪注意報が、 三陸沖西部に海上強風警報がそれぞれ発表されている状況下、釣り場に 向けて航行中、海岸沿いに波浪が打ち上げられ、磯波が発生しやすい状 況であった際、直ちに帰航することなく、小滝東方沖合で、左舷船尾に 高起した磯波を受けたことによって発生したものである。

a 受審人は、寺浜灯台東方沖合において、南三陸町に波浪注意報が、 三陸沖西部に海上強風警報がそれぞれ発表されている状況下、東北東方 から波高約2メートルの波浪が寄せる中、釣り場に向けて航行中、海岸 沿いに波浪が打ち上げられ、磯波が発生しやすい状況であることを認めた場合、同波を受けることのないよう、直ちに帰航すべき注意義務があった。ところが、同人は、波浪が寄せる中、小滝浅所域を航行した経験があることから、今回も無難に航行できるものと思い、直ちに帰航しなかった職務上の過失により、小滝東方沖合で、左舷船尾に高起した磯波を受け、右舷側に大傾斜して瞬時に転覆する事態を招き、船体を行方不明とさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か 月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月5日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正